

和歌山県農産物検査に関する事務処理要領

制 定 平成 28 年 4 月 1 日
一部改正 平成 30 年 1 月 17 日
一部改正 平成 30 年 4 月 1 日
一部改正 令和 3 年 9 月 17 日

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 17 条の規定による登録検査機関の登録、法第 18 条の規定による登録の更新、法第 19 条の規定による変更登録及び法第 20 条第 3 項の規定による農産物検査結果の報告の実施に関し必要な手続きについては、法、農産物検査法施行令（平成 7 年政令第 357 号）、農産物検査法関係手数料令（昭和 59 年政令第 143 号）、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）、関係告示及び農産物検査に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号農林水産省総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

【農産物検査法】（昭和 26 年法律第 144 号）

（都道府県が処理する事務）

第 37 条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

【農産物検査法施行令】（平成 7 年政令第 357 号）

（都道府県が処理する事務）

第 5 条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第一号及び第十三号から第十六号までに掲げる事務（法の目的を達成するため特に必要があると認める場合におけるものに限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十六条の規定による表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還の要求（いずれも登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの（以下「地域登録検査機関」という。）が行う農産物検査に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 二 法第十七条第一項の規定による申請の受理並びに同条第二項の規定による登録及び当該登録に係る同条第六項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 三 法第十七条第七項又は第八項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第九項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 四 法第十八条第三項において準用する法第十七条第一項の規定による申請の受理並びに同条第二項の規定による更新及び当該更新に係る同条第六項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 五 法第十八条第四項の規定による公示（地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 六 法第十九条第二項の規定による申請の受理並びに同条第三項において準用する法第十七条第二項の規定による変更登録及び当該変更登録に係る同条第六項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 七 法第二十条第三項の規定による報告の受理（地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 八 法第二十一条第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による命令（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 九 法第二十二条の規定による命令（地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該

都道府県の知事

十 法第二十三条の規定による命令（地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

十一 法第二十四条第一項から第三項までの規定による登録の取消し及び当該取消しに係る同条第四項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

十二 法第二十四条第二項の規定による命令並びに当該命令に係る同条第四項の規定による公示及び法第三十二条第一項の規定による聴聞（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

十三 法第三十条第一項の規定による農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者に対する報告の徴収に関する事務 当該生産者の住所地又は当該輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

十四 法第三十条第二項の規定による登録検査機関に対する報告の徴収（地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

十五 法第三十一条第一項の規定による農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者に関する立入調査に関する事務 当該立入調査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事

十六 法第三十一条第二項の規定による登録検査機関に関する立入調査（地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

十七 法第三十三条第一項の規定による申出の受付並びに同条第二項の規定による調査及び措置（いずれも地域登録検査機関が行う農産物検査に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号、第七号又は第九号から第十二号までに掲げる事務（第十一号に掲げる事務にあつては同号に規定する登録の取消しに関する事務、第十二号に掲げる事務にあつては同号に規定する命令に関する事務に限る。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

（以下略）

【農産物検査法施行規則】（昭和26年農林省令第32号）

（都道府県知事の行う表示の除去等の内容等の報告）

第28条第2項 令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第七号に掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行つた農産物の数量

二 受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行つた農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果

三 その他参考となるべき事項

I 地域登録検査機関の登録等

第1 登録等の申請書の提出等

1 登録検査機関であつてその農産物検査を行う区域が和歌山県の区域であるもの（以下「地域登録検査機関」という。）の登録、登録の更新（以下「登録等」という。）及び変更登録を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、規則第13条第1項各号又は同第19条各号に掲げる事項を記載した登録等申請書（以下「登録等申請書」という。）を和歌山県知事（以下「知事」という。）に提出する。

2 1により登録等申請書の提出を受けた知事は、直ちに当該申請書を審査する。

3 農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録をしようとする地域登録検査機関は、基本要領に規定する変更登録に係る申請書を知事を経由して近畿農政局長に提出する。

【農産物検査法施行規則】（昭和 26 年農林省令第 32 号）

（登録検査機関の登録）

第 13 条 法第 17 条第 1 項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書をはり付け、かつ、定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員の氏名及び住所を記載した書面、申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類を添え、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 名称並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在地
- 二 農産物検査を行おうとする農産物の種類（国内産農産物又は外国産農産物の別を含む。）
- 三 農産物検査の登録の区分
- 四 農産物検査を行おうとする区域
- 五 1 年間に行おうとする農産物の種類（国内産の米穀又は麦にあつては、包装されているもの及び包装されていないものの別。第 19 条第 2 号において同じ。）ごとの品位等検査の検査見込数量又は 1 年間に行おうとする成分検査の検査見込件数
- 六 農産物検査を行う農産物検査員（法第 17 条第 2 項第 1 号に規定する者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
- 七 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他の設備及びその所在場所
- 八 法第 17 条第 3 項各号のいずれかに該当する事実の有無

（変更登録）

第 19 条 法第 19 条第 2 項の変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する金額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 法第 17 条第 4 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項のうち変更しようとする事項
- 二 1 年間に行おうとする農産物の種類ごとの品位等検査の検査見込数量又は一年間に行おうとする成分検査の検査見込件数
- 三 農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
- 四 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他の設備及びその所在場所

第 2 登録等の実施

- 1 知事は、確認の結果、申請者による登録等の申請が法第 17 条第 2 項各号の登録要件に適合していると認めるときは、規則別記様式第 18 号による検査機関登録台帳（以下「登録台帳」という。）に法第 17 条第 4 項各号に掲げる事項及び規則第 17 条に定める農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類を記帳して登録するとともに、当該農産物検査員に対し規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、規則別記様式第 19 号による農産物検査員証を交付する。

【農産物検査法】（昭和 26 年法律第 144 号）

（登録検査機関の登録）

第 17 条 （略）

2 農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認められるとき（同項第 1 号の検査の区分に係る登録の申請にあつては、都道府県の区域ごとに第 1 号及び第 2 号に掲げる要件に適合している場合に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

- 一 農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。
- 二 農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。
- 三 農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。
- 四 農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。

3 （略）

4 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 三 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
- 四 登録の区分
- 五 登録検査機関が農産物検査を行う区域
- 六 第 28 条の規定により業務の委託をし、又は委託を受ける場合にあつては、当該委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 七 農産物検査を行う農産物検査員（第 2 項第 1 号に規定する者をいう。第 20 条において同じ。）の氏名その他農林水産省令で定める事項

（登録の更新）

第 18 条 （略）

3 前条第 1 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の更新について準用する。

（変更登録）

第 19 条 登録検査機関は、第 17 条第 4 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に変更登録の申請をしなければならない。

3 第 17 条第 2 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の変更登録について準用する。

（都道府県が処理する事務）

第 37 条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

【農産物検査法施行令】（平成 7 年政令第 357 号）

（都道府県が処理する事務）

第 5 条 （略）

二 法第 17 条第 1 項の規定による申請の受理並びに同条第 2 項の規定による登録及び当該登録に係る同条第 6 項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

三 法第 17 条第 7 項又は第 8 項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第 9 項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

四 法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 1 項の規定による申請の受理並びに同条第 2 項の規定による更新及び当該更新に係る同条第 6 項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

五 法第 18 条第 4 項の規定による公示（地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

六 法第 19 条第 2 項の規定による申請の受理並びに同条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定による変更登録及び当該変更登録に係る同条第 6 項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事

（以下略）

【農産物検査法施行規則】（昭和 26 年農林省令第 32 号）

（登録検査機関の登録）

第 13 条 （略）

第 14 条 法第 17 条第 2 項（法第 18 条第 3 項及び第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。）の登録は、別記様式第 18 号による登録台帳に記帳して行う。

2 農林水産大臣は、前項の規定により登録された者に対し、農産物検査員であることを示す別記様式第 19 号による農産物検査員証を交付するものとする。

3 農産物検査員は、その業務を行うときは、前項の農産物検査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（登録台帳の記載事項）

第 17 条 法第 17 条第 4 項第 7 号（法第 18 条第 3 項及び第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類とする。

2 知事は、国内産農産物の品位等検査を行う地域登録検査機関の登録に当たり、法第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号に定める要件に適合していることを確認し、登録する。

また、外国産農産物の品位等検査を行う地域登録検査機関の登録に当たり、事務所に円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められる明るさ及び広さを有する分析室を備え、かつ農産物検査員が 2 名以上（うち常駐者 1 名）いることを確認し、登録する。

- 3 知事は、登録等をしたときは地域登録検査機関の登録通知書を、登録等を拒否したときは地域登録検査機関の登録拒否通知書を、遅滞なく、申請者に送付する。
- 4 次に掲げる公示は、知事が本庁の掲示場等に掲示して行うとともに、近畿農政局長と公示内容を共有する。
 - (1) 法第 17 条第 6 項（法第 18 条第 3 項及び第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による登録等の公示
 - (2) 法第 17 条第 9 項の規定による登録事項の変更の届出及び業務の休止又は廃止の届出の公示
 - (3) 法第 18 条第 4 項の規定による地域登録検査機関の登録の失効の公示

【農産物検査法】（昭和 26 年法律第 144 号）

（登録検査機関の登録）

第 17 条 （略）

6 農林水産大臣は、第 2 項の登録をしたときは、遅滞なく、第 4 項に掲げる事項を公示しなければならない。

7 登録検査機関は、第 4 項第 2 号、第 6 号又は第 7 号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

8 登録検査機関は、農産物検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

9 農林水産大臣は、前 2 項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（登録の更新）

第 18 条 （略）

3 前条第 1 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の更新について準用する。

4 農林水産大臣は、第 1 項の規定により登録検査機関の登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（変更登録）

第 19 条 （略）

3 第 17 条第 2 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の変更登録について準用する。

第 3 登録事項の変更の届出等

- 1 法第 17 条第 7 項の規定による登録事項の変更の届出（法第 17 条第 4 項第 6 号に掲げる事項に係る変更の届出を除く。）は、登録事項変更届出書により、知事に届け出る。
- 2 法第 17 条第 8 項の規定による業務の休止及び廃止の届出は、地域登録検査機関業務休止（廃止）届出書により、知事に届け出る。
- 3 知事は、1 又は 2 の届出を受理したときは、登録台帳の記載事項の変更を行う。

第 4 業務規程の届出等

1 業務規程の届出

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を「別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル」の内容を踏まえ作成し、知事に届け出る。

なお、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

2 業務規程の審査

業務規程の届出を受けた知事は、審査を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適当であると認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命じる。

なお、審査に当たり、必要に応じて現地での確認を行うことができるものとする。

II 農林水産大臣に対する申出・検査結果報告

第1 農林水産大臣に対する申出の取扱い

1 申出書の提出

法第33条第1項に基づく農林水産大臣に対する申出（以下「申出」という。）を行うおうとする者は、申出書(正副2通)を知事に提出して、申出を行う。

2 調査体制の整備

知事は、申出に迅速かつ的確に対応する観点から、あらかじめ申出受付窓口を開設する。

なお、申出に係る調査を行うために必要な農産物の積替え、運搬及び開装に要する費用は、申出を行った者の負担とする。

【農産物検査法】(昭和26年法律第144号)

(農林水産大臣に対する申出)

第33条 何人も、第十三条第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された農産物が当該表示又は検査証明書の記載に係る農産物検査規格に該当しないと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第二十三条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第2 農産物検査の検査結果報告等

法第3条から第10条までの規定に基づき地域登録検査機関が実施した農産物検査の検査結果の取りまとめ及び報告並びに法第29条の規定に基づく検査結果その他農産物検査に関する情報の提供については、次に定めるところによる。

1 検査結果の取りまとめ事項

知事は、地域登録検査機関が農産物検査法に係る農林水産大臣への報告様式及び農林水産大臣の定める期日（平成13年農林水産省告示）の規定に基づき報告する検査結果に係る事項について検査結果を取りまとめる。

2 検査結果の報告方法及び期日

知事は、基本要領に定める期日までに管内の検査結果について取りまとめを行い、電子メールにより近畿農政局長に報告を行う。

ただし、報告期日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない事情により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ近畿農政局長に報告を行う。

【農産物検査法】（昭和 26 年法律第 144 号）

（情報の提供）

第 29 条 国は、農産物の公正かつ円滑な取引及びその品質の改善に資するため、農産物検査の結果その他農産物検査に関する情報の提供に努めなければならない。

Ⅲ 国との連携

知事は、Ⅰ及びⅡの事務に当たって、国と密接な連携の下に行うものとする。

Ⅳ その他

Ⅰ及びⅡに係る手続の細部の事項は、別紙 1 から別紙 4 までに定めるところによる。

別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

別紙 2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

別紙 3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

別紙 4 農産物検査の検査結果報告等マニュアル